

# 愛国学園大学学則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 愛国学園大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、本学園の建学の精神を旨とし、幅広い教養と人間文化に関する高度の知識と学芸を教授研究し、我が国の文化の発展に貢献するとともに、人間性豊かな女性を育成することを目的とする。

2 本学人間文化学部人間文化学科の教育目的は、次のとおりとする。

(1) 基礎的知識や自己表現力を養いつつ、自己の潜在能力を発見し、問題解決に立ち向かう能力を養う。

(2) 授業科目の履修及び卒業論文の作成を通して獲得する幅広い知識を活用し、論理的、批判的なものの見方を養い、課題を探究する能力を養う。

(3) 豊かな人間性と倫理観をもって社会の発展に貢献できる能力を養う。

### (自己点検評価)

第2条 本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため本学における教育研究活動の状況について、自己点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価にあたって、項目の設定、実施体制等については別に定める。

## 第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限

### (学部、学科)

第3条 本学に次の学部、学科を置く。

人間文化学部

人間文化学科

2 学部に関し必要な事項は別に定める。

### (学生定員)

第4条 本学の学部、学科の入学定員及び収容定員は、次表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
人間文化学部	人間文化学科	100人	400人
計		100人	400人

### (修業年限及び在学年数)

第5条 本学の修業年限は、4年とし、在学年限は8年とする。ただし、第22条第1項及び第2項の規定により入学した者の在学年限は、在学すべき年数の2倍に相当する年数とする。

2 学生は、前項に規定する在学年限を超えて在学することはできない。

(長期履修制度)

第5条の2 前条の規定にかかわらず、学生が職業を有しているなどの事由により、修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、8年間を限度としてその計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修制度に関して必要な事項は別に定める。

### 第3章 職員組織

(職員組織)

第6条 本学に次の職員を置く。

(1) 学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

(2) 本章に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(学長、副学長、学部長)

第7条 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

(職務の内容)

第8条 職員の職務に関し必要な事項は、別に定める。

### 第4章 教授会

(教授会)

第9条 本学に教授会を置く。

第10条 教授会は、学長、副学長、学部長、専任の教授及び准教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず学長が必要と認めるときは、教授会にその他の職員を出席させることができる。

3 教授会の運営に関する事項は別に定める。

第11条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める以下の事項

ア 学則、規程等の制定改廃に関する事

イ 教員の選考、資格等に関する事項

ウ 教育計画及び学術研究に関する事項

2 教授会は前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次の各号に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 学生の厚生指導に関する事項

(2) 学生の賞罰に関する事項

(3) その他教育、研究等に関する事項

#### 第5章 削除

第12条 削除

#### 第6章 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第14条 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 愛国学園創立記念日 11月3日

(4) 春期休業日 3月16日から 3月31日まで

(5) 夏期休業日 7月21日から 9月20日まで

(6) 冬期休業日 12月21日から 翌年1月7日まで

2 学長は、必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

#### 第7章 入学、休学及び退学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長が教授会の議を経て認めた者については後期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者  
(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の  
学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第18条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しな  
ければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第19条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、教授会の  
議を経て学長が合格を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第20条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人  
連署の誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、入学金を納付し、入学手続  
きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第21条 保証人は成人2名とし、1名は親権者あるいは後見人とし、その学生の在学中  
の一切の事項について、その責任を連帯して保証する。

(編入学及び転入学)

第22条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、選考  
の上、教授会の議を経て学長は相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者、退学した者又は授業料未納により本学を除籍された者

(2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者

(3) 本学入学資格を有し、かつ専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であるこ  
と、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者

(4) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定  
による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等を修了し又は卒業した者

(5) 第17条に規定する者で、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の  
高等部を含む。)の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大  
臣の定める基準を満たす者に限る。)を修了した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱  
いについては、教授会の議を経て学長が決定する。

(休学)

第23条 学生が健康その他やむを得ない事由により2か月以上修学できないときは、保  
証人連署の上、学長に願い出て、休学することができる。ただし健康上の事由による  
場合は、医師の診断書を添付するものとする。

2 特別の事由のため休学期間が学年を越える場合は、学長は、1年間を限度として休

学を許可することができる。ただし、休学期間は、通算して4年間を越えることはできない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第24条 休学中の学生が復学しようとするときは、保証人連署の上、復学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、健康上の事由により休学した場合は、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第25条 学生が退学しようとするときは、保証人連署の上、退学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 学生が他の大学等に入学又は転入学しようとするときは、前項に準ずる。

(再入学)

第26条 願いにより退学した者及び第27条第1項第3号に該当する者が2年以内に再入学を願い出たときは、教授会の議を経て学長が再入学を許可することがある。

2 再入学を許可された者は第20条第1項に準ずる手続きをしなければならない。

3 再入学の時期は第16条に準ずる。

(除籍)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第5条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第23条第2項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者

(3) 学納金の納付を怠り、督促しても納付しない者

(4) 長期間にわたり登校せず、学業不振の者

(5) 長期間にわたり行方不明の者

(6) その他学業の継続が困難な者

## 第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目の区分)

第28条 授業科目は、共通教養科目、専門科目及び卒業研究科目に区分する。

(授業科目の種類及び単位数等)

第29条 授業科目の種類及び単位数等は、別表1のとおりとする。

2 授業科目の履修に関する規程は、別に定める。

(単位の計算方法)

第30条 各授業科目に対応する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合せて45時間とし、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位

(単位の授与)

第31条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

2 試験に関する規程は、別に定める。

(履修科目の評価)

第32条 試験等の評価は、S、A、B、C及びDをもって表し、S、A、B又はC以上を合格とし、Dを不合格とする。

2 履修科目の成績判定に関する規程は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第33条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学等の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が他大学等において履修して修得した単位については、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項及び第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条の2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条第1項及び短期大学設置基準第17条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第22条第1項による入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第33条第2項及び第3項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項の規定は、外国の大学等において修得した単位について準用する。

## 第9章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第35条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、別表1に定める所要単位を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第36条 本学に4年以上在学し、前条の卒業の要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与する。

(学位の授与)

第37条 本学を卒業した者に学士(人間文化学)の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第10章 学納金等

(学納金等の金額及び種類等)

第38条 本学の学納金等は、別表2のとおりとする。

2 授業料、施設設備費及び実験実習費等は、年額を前年度の指定期日までに納入するものとする。

(休学及び復学の場合の学納金等)

第39条 休学を許可された学生に対しては、在籍料を徴収するものとし、在籍料の徴収に関して必要な事項は別に定める。

2 休学を許可された学生が、学期の中途に復学する場合は、その学期の学納金を全額徴収する。

(退学、除籍及び停学の場合の学納金)

第40条 学期の途中で退学した者、又は除籍された者の当該学期分の学納金は、徴収する。

2 停学期間中の学納金は、徴収する。

(納付された学納金等)

第41条 納付された学納金等は、原則として返還しない。

#### 第11章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者が一つまたは複数の授業科目の履修を願い出た場合には、当該科目の授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、学長が科目等履修生として授業科目の履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第43条 大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると本学が認めた者が本学においてさらに研究することを願い出た場合は、本学の授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、研究生として学長が入学を許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第43条の2 他の大学、短期大学(外国の大学、短期大学を含む。)の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第44条 大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると本学が認めた者で公共機関又はこれに準ずる団体からの委託の依頼があった場合は、授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、委託生として学長が入学を許可することがある。

2 委託生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第45条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、留学の在留資格を有する場合は、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(帰国生徒)

第46条 海外からの帰国生徒で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、帰国生徒として入学を許可することができる。

2 帰国生徒に関する規程は、別に定める。

#### 第12章 賞罰

第47条 人物、学業ともに優秀な者、その他学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第48条 本学の規則に違反した者、又は次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長がこれを訓戒、停学又は退学に処する。

(1) 本学の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

(2) 正当な理由なく出席常ならぬ者、または無届けで長期にわたり欠席した者

(3) 社会通念に著しく反する行為があった者

#### 第13章 附属施設

(図書館)

第49条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(北総文化研究センター)

第50条 本学に北総文化研究センターを置く。

2 北総文化研究センターに関する規程は、別に定める。

#### 第14章 公開講座

(公開講座)

第51条 本学の教育研究活動の成果を広く地域社会に公開し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学は、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成10年度から平成12年度までの間における本学の人間文化学部人間文化学科の

収容定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成10年度	150人
平成11年度	300人
平成12年度	470人

附 則

この学則は、平成10年9月9日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第29条第1項別表1の適用については、この学則施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。(別表2学納金の改正)
- 2 この学則施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。(別表1教育課程の改正)
- 2 この学則施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。(入学資格、単位認定等の改正)
- 2 この学則施行の日の前に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。(長期履修制度・休学時の在籍料新設)

別表 1 教育課程

## 共通教養科目

授 業 科 目		単位数		卒業要件 単位数
		必修	選択	
初年次教育科目	人間文化入門	2		2 単位
基礎科目	現代と人間	2		20 単位
	人文科学と人間	2		
	社会科学と人間	2		
	自然科学と人間	2		
	論理と表現	2		
	PBL 演習	2		
	日本文化入門	2		
	日本国憲法	2		
	現代社会と女性	2		
	仕事と人生	2		
第一外国語科目	英語 I A	2		「英語 I」 2 科目 4 単 位、「英語 II」 2 科 目 4 単位、計 8 単位
	英語 I B	2		
	英語 I C	2		
	英語 I D	2		
	英語 II A	2		
	英語 II B	2		
	英語 II C	2		
	英語 II D	2		
第二外国語科目	中国語		2	2 単位必修
	スペイン語		2	
	日本語		2	
コンピュータ科目	情報基礎演習	2		6 単位以上 (必修 4 単位を含む)
	文書処理演習	2		
	表計算演習		2	
	プレゼンテーション演習		2	
キャリア形成科目	キャリアデザイン I	2		4 単位以上 (必修 4 単位を含む)
	キャリアデザイン II	2		
	秘書学概論		2	
	秘書学演習		2	
スポーツ健康科目	健康とスポーツ		2	2 単位必修
	保健体育論		2	
共通教養科目 計				44 単位以上

専門科目

専攻	授業科目	単位数		卒業要件 単位数	
		必修	選択		
日本理解専攻	日本文化論	2		日本理解専攻を主専攻とする者は、40単位以上 (必修12単位を含む)	
	日本語学概論Ⅰ	2			
	日本語学概論Ⅱ		2		
	日本史学概論		2		
	日本社会史		2		
	歴史と現代		2		
	現代日本事情Ⅰ		2		
	現代日本事情Ⅱ		2		
	西洋文化論		2		
	日本と西洋文化	2			日本理解専攻を副専攻とする者は必修・選択を問わず24単位以上
	東洋文化論		2		
	日本とアジア	2			
	日本と国際社会	2			
	国際関係論		2		
	国際協力学		2		
	異文化理解		2		
	バイリンガル教育論		2		
	観光学Ⅰ	2			
	観光学Ⅱ		2		
	地域文化と観光		2		
	観光地理学		2		
	観光学フィールドワーク		2		
	日本研究		2		
	華道演習		2		
茶道演習		2			
ポップカルチャー論Ⅰ		2			
ポップカルチャー論Ⅱ		2			

専攻	授業科目	単位数		卒業要件 単位数
		必修	選択	
心理・生活専攻	心理学基礎		2	心理・生活専攻を主専攻とする者は、40単位以上 (必修12単位を含む。)
	心理学概論	2		
	社会心理学Ⅰ	2		
	社会心理学Ⅱ		2	
	学習心理学		2	
	教育心理学		2	
	性格心理学		2	
	発達心理学		2	
	臨床心理学		2	
	産業心理学		2	
	認知心理学	2		
	色彩心理学		2	
	心理学研究法Ⅰ		2	
	心理学研究法Ⅱ		2	
	心理学実験実習Ⅰ		2	
	心理学実験実習Ⅱ		2	
	現代の科学		2	心理・生活専攻を副専攻とする者は必修・選択を問わず24単位以上
	生活科学概論Ⅰ	2		
	生活科学概論Ⅱ		2	
	食文化論		2	
	食品機能学	2		
	食品衛生学		2	
	社会福祉論	2		
	女性労働論		2	
	介護・児童福祉論		2	
	生活経済学		2	
障がい者コミュニケーション		2		

専攻	授業科目	単位数		卒業要件 単位数	
		必修	選択		
地域共生専攻	法律学概論		2	地域共生専攻を主専攻とする者は、40単位以上 (必修12単位を含む。)	
	社会学概論		2		
	経済学概論		2		
	環境学概論		2		
	公共政策学	2			
	福祉政策学		2		
	環境政策学		2		
	環境社会学		2		地域共生専攻を副専攻とする者は必修・選択を問わず24単位以上
	生活環境学		2		
	農業経済学	2			
	文化人類学	2			
	地方自治論		2		
	地域資源論		2		
	地域ブランド論		2		
	まちづくり論		2		
	循環型社会論		2		
	協同組合論		2		
	移民政策論	2			
	多文化共生社会論		2		
	地域文化と共生		2		
	社会調査法	2			
	社会経済史		2		
	農業史		2		
	生涯学習論		2		
地域共生演習Ⅰ		2			
地域共生演習Ⅱ		2			
地域共生フィールドワーク実習	2				

専攻	授業科目	単位数		卒業要件 単位数	
		必修	選択		
ビジネス専攻	情報科学概論		2	ビジネス専攻を主専攻とする者は、40単位以上 (必修12単位を含む。)	
	ビジネス情報学	2			
	プログラミング基礎		2		
	プログラミング応用		2		
	情報資格演習	2			
	WEBデザイン演習		2		
	セキュリティ概論		2		
	情報数学		2		ビジネス専攻を副専攻とする者は必修・選択を問わず24単位以上
	データベース演習		2		
	画像処理演習		2		
	基礎統計学		2		
	コンピュータ会計演習		2		
	ビジネスモデル論	2			
	ビジネスモデル演習		2		
	女性起業論	2			
	ソーシャルビジネス概論		2		
	ベンチャービジネス論		2		
	簿記論	2			
	簿記演習		2		
	会計学概論		2		
	財務管理論		2		
	原価計算論		2		
	経営学概論		2		
	マーケティング論	2			
	経営組織論		2		
	経営管理論		2		
経営戦略論		2			

他専攻の授業科目

主専攻及び副専攻以外の専攻の授業科目の履修	主専攻及び副専攻以外の専攻の専門科目の中から 10 単位以上
-----------------------	--------------------------------

卒業研究科目

授業科目	単位数		卒業要件 単位数
	必修	選択	
人間文化演習	2		卒業研究演習には卒業論文を含む
卒業研究演習	4		

外国人留学生日本語支援科目

授業科目	単位数		外国人留学生 履修単位数
	必修	選択	
日本語 I A-1	2		日本語 I 及び日本語 II を 6 単位、又は 8 単位必修
日本語 I A-2	2		
日本語 I B-1	2		
日本語 I B-2	2		
日本語 II A	2		
日本語 II B	2		
日本語 II C	2		

別表 2

学納金	入 学 金	(入学時のみ)	250,000 円
	授 業 料	(年 額)	650,000 円
	施設設備費	(年 額)	200,000 円
	実験実習費	(年 額)	50,000 円
入 学 検 定 料			30,000 円

入学金については減免することがある。